

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長

富田 幸 亮

湯河原町条例第 7 号

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例

湯河原町漁港管理条例（昭和60年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。